

## 出生前仮申込みに関する同意書

- 1 産休明け保育は、入園月1日時点で生まれた日を含めて58日目からの児童が対象です。  
そのため、令和5年4月利用の申込対象となるのは、令和5年2月3日までに生まれた児童です。  
仮申込みされたとしても、令和5年2月4日以降に出生された場合は、令和5年4月入園の利用調整の対象にはなりません。
- 2 出生後に本申込みが必要です。  
出生後14日以内に出生届の手続を完了し、本申込書等の提出が必要です。本申込みの最終提出期限は、令和5年2月7日（火）17時15分です。（令和5年1月25日～2月3日に出生された場合は、14日以内ではなく2月7日までに本申込みをしてください。）
- 3 出生後の健康状況について、『③児童の状況 No.1』に記載された内容によっては、電話連絡等によりさらに詳しくお伺いする場合があります。内定した場合であっても、面接・健康診断の結果、集団保育が困難と判断された場合は入園できません。

---

練馬区教育委員会教育長 宛て

保育園等の利用申込みにあたり、上記の内容について同意します。

令和 年 月 日

住所 練馬区

保護者氏名